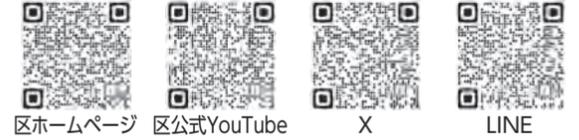


区の情報は
こちらを
CHECK!



PICK UP INFO ①

定額減税しきれない方への給付金(不足額給付)の通知を7月15日(火)から順次送付します。



不足額給付とは、令和6年度に実施した定額減税調整給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うもので、以下の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する方が対象です。

	不足額給付Ⅰ	不足額給付Ⅱ
対象となる方	令和7年度の住民税課税権が豊島区にある方で、令和6年分所得税および定額減税可能額などの実績が確定した後に、本来給付すべき額と令和6年度に実施した定額減税調整給付額との間で差額が生じる方。	令和7年度の住民税課税権が豊島区にある方で、以下の要件をすべて満たす方。 ・令和5年度および令和6年度の低所得者向け給付金の対象世帯でない方。 ・定額減税を受けていない方。(令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税(定額減税前税額が0)の方) ・事業専従者(白色)、青色事業専従者や合計所得金額が48万円超の方。(令和5年中および令和6年中)
給付額	本来給付すべき額と令和6年度に実施した定額減税調整給付額との差額を給付します。(1万円単位切り上げ)	原則4万円 (令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合などは3万円)
お知らせ発送時期	対象であることを区が確認できる方には、7月15日(火)に支給予定通知書または支給要件確認書を送付します。対象であることを区が確認できない場合には、申出が必要です。上記の支給対象に該当するにもかかわらず、区からお知らせが届かない場合は、10月31日までに下記コールセンターへ連絡してください。	

豊島区定額減税不足額給付金窓口 区役所本庁舎8階
専用コールセンター ☎03-6743-1532

窓口・コールセンター受付時間/月～金(祝日除く)午前9時～午後5時

お知らせ

国民年金保険料の納め忘れに注意しましょう

保険料を納め忘れると、将来受け取る老齢年金の額が少なくなるだけでなく、年金を受け取れなくなる場合もあります。

国民年金には、事故や病気により障害が残ったときや亡くなったときに障害年金・遺族年金が支給される制度がありますが、保険料を納めていないと、受け取れない場合があります。保険料の納付期限は翌月末日です。2年経過すると時効により納められなくなるため注意してください。納付が経済的に難しい場合は、保険料免除制度があります。

国民年金グループ ☎03-3981-1954、池袋年金事務所 ☎03-3988-6011 (自動音声案内②→②)

国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付開始

令和7年7月～令和8年6月分の受付を開始しました。国民年金第1号被保険者で経済的に保険料の支払いが困難な方※免除は本人・配偶者・世帯主、納付猶予は本人(50歳未満)・配偶者の前年所得などに基づく審査あり。退職などで保険料を納めることが難しい方は、特例免除を利用できる場合があります。

●そのほかの制度…①学生納付特例制度、②産前産後期間の免除制度
※保険料が未納の場合、老齢・障害・遺族などの各基礎年金を受け取れない場合があります。早めに手続きをしてください。

国民年金グループ ☎03-3981-1954、池袋年金事務所 ☎03-3988-6011 (自動音声案内②→②)

後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)を7月中旬に送付します

令和6年1～12月の所得に基づき計算された令和7年度の保険料額決定のお知らせです。4月発送の令和7年4～6月の保険料額をお知らせした「後期高齢者医療保険料額通知書(仮算定)」が届いた方にも、改めて年間保険料額を計算して送付します。特別徴収、口座振替利用者以外の方には7～9月期分の納付書を同封します。これまで特別徴収の方でも、普通徴収に変更になる場合があります。その場合は同封の納付書で支払ってください。期限内の納付をお願いします。

後期高齢者医療グループ ☎03-3981-1937

介護保険料納入決定通知書(本算定)を65歳以上の方へ7月中旬に送付します

4月に通知書(仮算定)が届いた方に

も、改めて保険料額を計算して送付します。支払い方法は、特別徴収(年金から引かれる)か普通徴収(納付書か口座振替)です。納付書で支払う方には7～9月期分の納付書を同封します※生活困窮により納付が困難な方には、特例減額制度があります。詳細は問い合わせてください。

資格賦課グループ ☎03-3981-6376

8月1日から使用可能な新しい介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けている方とサービス・活動事業(第1号事業)対象の方へ7月中旬から順次送付します。記載内容を確認し、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。自己負担割合は前年の所得に応じて決定され、一定以上の所得がある方は「2割」または「3割」、それ以外の方は「1割」です(40～64歳の方は所得にかかわらず1割)。詳細は同封の案内または介護保険パンフレット(介護保険課窓口で配布。区ホームページからもダウンロード可)を参照か、問い合わせください。

当課給付グループ ☎03-3981-1387

原爆被爆者の方へ見舞金を給付します

7月1日時点で区内在住の被爆者の方へ、8月下旬に見舞金(16,000円)を給付します。豊島区に転入した方など、区で初めて受給する方は、申

請してください。●必要書類…被爆者健康手帳、本人名義の預金通帳か口座番号がわかるもの、印鑑

7月31日までに障害福祉課給付グループへ必要書類を持参。
担当グループ ☎03-3981-1963

家具転倒防止器具の購入・設置助成

購入と設置の費用を助成します。
①65歳以上の方のみで構成される世帯、②身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方がいる世帯、③要介護3～5の方がいる世帯
●助成金額…上限15,000円※詳細は2次元コード参照。

防災危機管理課が高齢者総合相談センターか障害支援センターで申込み。
防災事業グループ ☎03-4566-2572



児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成受給者の皆さんへ

現況届の案内を、8月上旬に送付します。現況届の提出がないと、手当・助成が受けられなくなります。必ず提出してください。

9月1日(必着)までに郵送か窓口で児童給付グループへ※8月23日(土)の休日窓口開庁日も受付可。
現況届専用コールセンター ☎03-4566-2477